



鳥取県公報

平成 23 年 1 月 18 日 (火)
第 8 2 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	建築基準法による指定確認検査機関の指定 (27) (住宅政策課) 2
	種畜証明書の交付 (28) (畜産課) 2
	保安林の指定予定 (29) (森林・林業総室) 3
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (30) (東部総合事務所農林局) 4
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (西部総合事務所県土整備局) 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 5

告 示

鳥取県告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第2項（第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）及び第7条の2第2項（第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定確認検査機関の指定をしたので、同法第77条の21第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地
財団法人鳥取県建築住宅検査センター
鳥取市田園町三丁目375
- 2 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号から第4号まで、第9号、第10号、第13号及び第14号に掲げる区分
- 3 業務区域
鳥取県全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
鳥取市田園町三丁目375
- 5 指定の有効期間
平成23年1月17日から5年間

鳥取県告示第28号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成23年1月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
平22 鳥取県1 第73号	菊晴	黒毛和種	平成21年 2月5日	兵庫県 美方郡 香美町	菊俊土井	はるみ	2級	鳥取市本高 上島孝博
平22 鳥取県1 第74号	菊郡2164	〃	平成21年 8月12日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	美津照	てるふく1333	〃	東伯郡琴浦町 家畜改良セン ター鳥取牧場
平22 鳥取県1 第75号	畦秋2168	〃	平成21年 8月15日	〃	北平安	ふじやすふく	〃	〃
平22 鳥取県1	稔樫2172	〃	平成21年 8月23日	〃	福安照	てるみつ	〃	〃

第76号								
平22 鳥取県 1 第77号	烈秋2174	〃	平成21年 8月24日	〃	美津照重	ふじやすふく	〃	〃
平22 鳥取県 1 第78号	吉縁2177	〃	平成21年 9月1日	〃	安平吉	こふくはる	〃	〃
平22 鳥取県 1 第79号	紅鍾2181	〃	平成21年 9月17日	〃	若茂勝	ひめなみ1242	1級	〃
平22 鳥取県 1 第80号	菊黒2182	〃	平成21年 9月20日	〃	美津照	ひらふく1332	2級	〃
平22 鳥取県 1 第81号	島霜2183	〃	平成21年 9月23日	〃	茂花国	きたいと	〃	〃
平22 鳥取県 1 第82号	稔殿2184	〃	平成21年 9月29日	〃	福安照	てるふくきく 2	〃	〃
平22 鳥取県 1 第83号	総太	〃	平成21年 4月26日	鳥取県 日野郡 江府町	国牽白清	はづき	1級	東伯郡琴浦町 鳥取県農林水 産部農林総合 研究所畜産試 験場
平22 鳥取県 1 第84号	北安	〃	平成21年 8月16日	鳥取県 東伯郡 北栄町	安福2002	ゆり	〃	〃
平22 鳥取県 1 第85号	増尾安福	〃	平成21年 11月25日	鳥取県 鳥取市	〃	たける	〃	〃

鳥取県告示第29号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年1月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日野町榎市字妻ノ谷10の1、字才ノ谷14の1、14の2、15、字人形田25の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、択伐による。

宇妻ノ谷10の1、宇才ノ谷14の1、14の2、15、宇人形田25の1（次の図に示す部分に限る。）所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第30号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年1月18日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市浜坂字東浜1390-147

(2) 期間

平成23年2月1日から同年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕し、又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例

(平成15年鳥取県条例第73号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

平成23年1月18日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社西山工業 代表取締役 西山 秀雄	米子市夜見町 1936-1	米子市富益町字 新開拾壱189-4 (2,164.0平方 メートル)	砂(2,499.98立方 メートル)	平成23年1月5日から 平成24年1月4日まで	平成23年1月 5日

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成23年1月18日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成23年2月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署 の管内に居住する者
		平成23年2月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各 警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

- 6 携行品
筆記用具及び印鑑